

新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様から寄せられた 主な問合せ回答（Q & A）

（R2.7.7作成）

①PCR検査に関すること

整理番号	1	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 PCR検査が受けられる機関と、1日何件のPCR検査ができるのか示して欲しい。			
【回 答】 令和2年7月6日現在、6機関、1日当たり最大147人の検査が可能となっており、県HPに掲載しております。			
【備 考（参考先等）】 ○県ホームページ ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（PCR検査体制の強化について）			

整理番号	2	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 濃厚接触者にPCR検査を行うタイミングはいつか。また、何回検査を行うのか。			
【回 答】 濃厚接触者は、速やかに陽性者を発見する観点から、承諾を得た全ての方にPCR検査を行っております。また、検査結果が陰性であっても14日間は健康観察を行い、感染症の可能性のある症状が現れた場合などは、再検査を行うこととしております。			

整理番号	3	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 濃厚接触者だけではなく、関係する接触者全員にPCR検査を徹底してほしい。			
【回 答】 新型コロナウイルス感染症に対するクラスター対策は、感染源の推定や濃厚接触者の把握が中心となっており、保健所がこれらの調査を行うことになっております。 その調査に基づいて、検査対象者を定め、説明を行った上で、PCR検査を実施しているところです。			
【備 考（参考先等）】 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」			

整理番号	4	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】			
大隅半島でもPCR検査ができるようにしてほしい。			
【回 答】			
<p>県では、新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置しています。センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介し、必要に応じてPCR検査ができる体制となっています。なお、大隅半島も含め県内全域に設置されておりますので、お近くの保健所に御相談ください。</p>			
【備 考（参考先等）】			
<p>○県ホームページ</p> <p>ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（帰国者・接触者相談センター）</p>			

整理番号	5	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】			
熱などが出たらすぐにPCR検査をしてほしい。			
【回 答】			
<p>県では、新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置しております。</p> <p>かかりつけ医やセンターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介し、必要に応じてPCR検査ができる体制となっていますので、お近くの保健所にお問い合わせください。</p>			
【備 考（参考先等）】			
<p>○県ホームページ</p> <p>ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（帰国者・接触者相談センター）</p>			

②感染者及び濃厚接触者に関すること

整理番号 6 回答作成 暮らし保健福祉部

【内 容】

感染防止のためにコロナ陽性患者の移動歴をもっと詳しく教えて欲しい。

【回 答】

感染の拡大防止の観点から、感染者が他者に感染させる可能性がある時期以降で、不特定多数の者と接触する可能性がある行動歴等については、必要な範囲内で公表することとしております。

他方、不特定多数の者と接触する可能性がない行動歴等については、個人情報保護の観点から公表しないこととしております。

整理番号 7 回答作成 暮らし保健福祉部総合調整班

【内 容】

濃厚接触者の情報をもっと出して欲しい。

【回 答】

濃厚接触者の情報については、感染の拡大防止の観点から、必要な範囲内で公表しております。

整理番号 8 回答作成 暮らし保健福祉部

【内 容】

現時点での重症者の割合と退院人数を教えて欲しい。

【回 答】

県のホームページにおいて、現在の状況を毎日更新してお知らせしております。

【備 考（参考先等）】

○県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（県内の発生状況について）

整理番号	9	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】			
陽性患者受入の医療体制はどうなっているか。			
【回 答】			
令和2年7月6日現在、本県では、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療提供体制については、感染症指定医療機関等において253床を確保するとともに、無症状又は軽症者については、ホテルなどで宿泊療養する体制を整備しております。			
なお、県では、医療関係者等による鹿児島県新型コロナウイルス感染症調整本部を組織し、専門家の御意見も踏まえ、重症等の重点的な受入先の選定や病床割り当てルールの検討など受入れの調整モデルを整備しております。			

整理番号	10	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】			
コロナ患者担当病院を明らかにしてもらえないか。			
【回 答】			
新型コロナウイルス感染症が疑われる患者は、帰国者・接触者相談センターにご相談いただき、同センターで「帰国者・接触者外来」の受診が必要かの判断を行った上で、「帰国者・接触者外来」を実施している医療機関で受診していただくこととしております。			
同医療機関は、受診手順を理解した状態で感染の疑いのある方が受診することで十分な感染防止を行うという趣旨から、一般への公表については、国の通知でも、原則行わないものとされており、非公表を前提に「帰国者・接触者外来」を設置しているところです。			
また、帰国者・接触者外来を医療機関に公表した場合、医療機関が帰国者・接触者相談センターを通じずに帰国者・接触者外来へつないだ結果、患者が集中する可能性があり、感染拡大時に、帰国者・接触者外来の診療体制に支障を来すおそれがあることから、医療機関の公表は考えていないところです。			
なお、入院を受入れる医療機関についても風評被害防止の観点から明らかにしていません。			

整理番号	11	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 なぜ感染者の行動歴の中で特定の店舗名だけ公表したのか。公表の基準を示してほしい。			
【回 答】 感染症拡大防止の観点から、感染者が他者に感染させる可能性がある時期以降で、不特定多数の者と接触する可能性がある行動歴等については、必要な範囲内で公表することとしております。 他方、（感染者と接触した可能性のある者を把握できており、）不特定多数の者と接触する可能性がない行動歴等については、個人情報保護の観点から公表しないこととしております。			

③軽症者の療養に関すること

整理番号 12 回答作成 暮らし保健福祉部

【内 容】

軽症者向けへの宿泊療養先はどのような体制になっているか。

【回 答】

新型コロナウイルス感染症の増加で入院医療の提供に支障を来すことのないよう、無症状又は軽症の感染者については、ホテルなどで宿泊療養する体制を整備しています。

令和2年7月6日現在、宿泊先として薩摩半島、大隅半島、離島にそれぞれ1か所ずつ合計188室を確保しており、施設のゾーニングの確認、受入マニュアルの作成なども完了し、対応できる体制が整っております。

さらに、施設が不足した場合を想定し、200室程度のホテルを確保しており、宿泊療養に備えた体制は他県と比べても遜色がないところです。

④イベント開催の可否に関すること

整理番号	13	回答作成	くらし保健福祉部
------	----	------	----------

【内 容】

イベント開催の考え方はどうなっているか。

【回 答】

「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」により、屋内イベントは「収容定員の半分以下の参加人数とすること」、屋外イベントは「人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）」を前提に実施するようお願いいたします。

ただし、その場合でも、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期してください。

【備 考（参考先等）】

○県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > 県の取組み（緊急対策等） > （新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組(令和2年5月26日)）

⑤休業要請に関すること

整理番号	14	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 令和2年4月24日に休業要請を行った業種の考え方について教えてほしい。			
【回 答】 休業や営業時間の短縮の要請は、インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項などの規定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対象施設を運営する事業者に対し、協力をお願いしたものです。 令和2年4月24日に行った協力要請に当たっては、感染症対策を実施するため、必要最小限のものであるべきと考え、施設を限定し、対象となる施設を具体的に明示したところです。			

整理番号	15	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 令和2年7月6日に休業要請を行った業種の考え方について教えてほしい。			
【回 答】 休業の要請は、インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「接待を伴う飲食店」を営業する事業者に対し、協力をお願いしたものです。 令和2年7月6日に行った協力要請に当たっては、今回、「接待を伴う飲食店」でのクラスター発生による感染者数が7月1日から同5日までの5日間で80人を超え、感染者は県内全域に拡大しており、今後「接待を伴う飲食店」で同様規模のクラスターが発生すれば、医療提供体制の逼迫につながっていく可能性があることから、対象施設を「接待を伴う飲食店」に限定したところです。			

⑥県の情報提供に関すること

整理番号 16 回答作成 暮らし保健福祉部

【内 容】

ホームページの陽性患者数が人数ベースでは1名多くなっているが、県の感染者数には含めていないのか。

【回 答】

県外（大阪府）から本県へ来られた後、大阪でのPCR検査の結果、陽性が判明した1名を含めた人数となっております。

【備 考（参考先等）】

○県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（県内の発生状況について）

⑦医療資源に関すること

整理番号	17	回答作成	くらし保健福祉部
------	----	------	----------

【内 容】

県の防護服等の備蓄はどのくらいあるのか？

【回 答】

各保健所職員が感染症対策業務において使用する防護服等については、使用状況に応じ必要数を確保できるよう随時備蓄に努めております。

⑧水際対策に関すること

整理番号	18	回答作成	くらし保健福祉部
【内 容】 現在の県外への外出や県内への来県についてどうなっているか。 (県外から県内へ移動できないようにしてほしい。)			
【回 答】 外出については、「感染防止対策が徹底できていないなど、クラスター発生のおそれが高い施設」や「三つの密（密閉，密集，密接）のある場」を徹底的に避けるとともに，手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという，感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底してください。 (令和2年7月7日時点)			
【備 考（参考先等）】 ○県ホームページ ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > 県の取り組み（緊急対策等） > （新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組(令和2年5月26日)）			

整理番号	19	回答作成	土木部・企画部
【内 容】 水際防止策はどのようになっているか。			
【回 答】 県では，港湾・空港及び鹿児島中央駅等におきましてサーモグラフィーや非接触型体温計による検温を行い，体温の高い乗客に対しましては，滞在先や連絡先等の聞き取りを行うとともに，特に離島地域においては，後日市町村が電話により体温や体調についての追跡調査も行っております。			
【備 考（参考先等）】 県管理港湾・空港について：土木部港湾空港課 鹿児島空港（国管理），新幹線駅について：企画部交通政策課			